



島根県報

平成16年 3 月19日 (金)
号外 第 21 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	3
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(")	4
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(")	4
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(")	14
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	16
島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	26
島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(青 少 年 家 庭 課)	26
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	(産 業 振 興 課)	26
島根県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則	(都 市 計 画 課)	30

教委規則

市町村立学校の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則		33
-------------------------------	--	----

公布された条例等のあらまし

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 6 号)

1 規則の概要

職員の人事交流等による勤続期間の計算において、地方公務員とされる特定地方独立行政法人の役職員を他の地方公共団体の職員と同様に取り扱うとともに、非公務員である一般地方独立行政法人の職員については、地方公社等と同様に取り扱うこととした。

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (規則第 7 号)

1 規則の概要

(1) 地下タンク貯蔵所内作業従事手当及び放射線取扱業務等従事手当を廃止することとした。(別表第 5 関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 8 号)

1 規則の概要

(1) 日額旅費を廃止することとした。(第 7 条関係)

(2) 在勤地内の旅行の旅費を廃止することとした。(第 8 条関係)

(3) 旅行雑費の支給を受ける者の範囲及び支給条件を定めることとした。(第 8 条関係)

(4) 旅費の調整規定を改正することとした。(第 9 条関係)

- (5) 航海日当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法を定めることとした。(第10条関係)
- (6) その他規定の整備

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第9号)

1 規則の概要

- (1) 公務上の災害の範囲及び通勤による災害の範囲を規定することとした。(第2条の2、第2条の3及び別表第1関係)
- (2) 認定委員会の庶務を総務部職員課において処理することとした。(第5条関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成16年 4月 1日から施行することとした。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第10号)

1 規則の概要

- (1) 法人の事業税に係る改正

外形標準課税の導入に伴い、様式の追加及び改正を行うこととした。

ア 徴収猶予申請書及び徴収猶予の期間延長申請書の追加(第40条・第93号の3様式・第93号の4様式関係)

イ 更正(決定)通知書の改正(第89号様式その1関係)

- (2) 自動車税及び自動車取得税に係る改正

身体障害者等に対する減免制度の改正を行うこととした。

ア 月割減免制度の創設(第77条・第80条関係)

新規に減免基準を満たす障害者となった場合又は申請書の提出期限後に減免の申請があった場合は、当該申請のあった月の翌月から月割をもって減免することとした。

イ 上限額の設定(第80条・第90条関係)

自動車税については税額45,000円、自動車取得税については取得価額300万円を上限額とすることとした。

ウ 所有者要件の緩和(第80条・第90条関係)

減免の対象となる自動車は、原則として障害者本人が所有する自動車としていたが、減免申請時において障害者が自動車を所有していない場合に限り、生計を一にする者が所有する自動車についてもその対象とすることとした。

エ 減免申請書の改正(第162号様式 - 第162号の3様式関係)

- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。ただし、1の(2)の改正規定については、平成17年 4月 1日から施行することとした。

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則(規則第11号)

1 規則の概要

島根県警察本部通信指令課を削除することとした。(第2条関係)

2 施行期日

平成16年 3月29日から施行することとした。

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第12号)

1 規則の概要
組織改正により、立入調査等を行う職員を指定する範囲について改正することとした。(第10条関係)

2 施行期日
公布の日から施行することとした。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第13号)

1 規則の概要
(1) 設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。(別表関係)
(2) その他規定の整理

2 施行期日
平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則(規則第14号)

1 規則の概要
(1) 条例の改正に伴い、様式を追加等することとした。(第 2 条・別表・様式第 1 号・様式第 7 号関係)
(2) その他規定の整理

2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 6 号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和29年島根県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 5 を削る。

第 5 条第 1 項中「関する規定」の次に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第 2 項又は第51 条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。)」を加え、同条第 3 項中「他の地方公共団体」の次に「又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)」を加え、「退職手当に関する規程」を「退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準」に、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に改め、「以外の地方公共団体」の次に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「地方公社(」を「一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社(」に改め、「公庫等をいう。以下同じ。)」の次に「(以下「一般地方独立行政法人等」という。)」を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。)」を削り、「地方公社で」を「一般地方独立行政法人又は地方公社で」に、「地方公社に」を「一般地方独立行政法人又は地方公社に」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公社」という。)」を削り、「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「引き続き特定地方公社職員」を「引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員」に改め、同条第 4 項中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「(以下「通算制度を有する公庫等」という。)」を削り、同条第 5 項中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」

に改め、同条第7項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条に次の1項を加える。

9 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する第3項の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第5条の2中「国家公務員退職手当法施行令」の次に「（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）」を加える。

第5条の3の見出し並びに同条第1項及び第3項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第5項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第7号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第30条」を「第29条」に改める。

別表第5 地下タンク貯蔵所内作業従事手当の項及び放射線取扱業務等従事手当の項を削り、同表病院業務従事手当の項

支給要件の欄中「第3条の2」を「第3条の3」に、

「イ 第4条の規定により
機能回復訓練従事手当
の支給を受ける職員
ウ 第4条の規定により
放射線取扱業務等従事
手当（月を単位に手当
額が定められているも
のに限る。）の支給を
受ける職員

を 「イ 第4条の規定により
機能回復訓練従事手当
の支給を受ける職員」 に

改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第8号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第 1 項第 1 号中「旅館」を「、旅館」に、「払いもどし手続」を「払戻手続」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「こえる」を「超える」に改める。

第 2 条中「こえる」を「超える」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「調」を「調べ」に改め、同項第 3 号イ中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に、「調」を「調べ」に改め、同条第 2 項及び第 6 項中「計算しがたい」を「計算し難い」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「から第 4 号まで」を「及び第 3 号」に、「第 6 号様式」を「第 5 号様式」に改め、同項第 4 号を削る。

第 7 条から第10条までを次のように改める。

(甲地方の範囲)

第 7 条 条例第19条第 1 項第 1 号に規定する「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事が定める地域その他これらに準ずる地域で知事が定めるもの」は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の 3 第 2 項第 1 号に規定する甲地並びに広島市及び岡山市とする。

(旅行雑費)

第 8 条 条例第24条第 3 項に規定する旅行雑費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、電信、電話、郵便等の通信費を要した者であって、所属長の確認を受けたもの 200円
- (2) 公用の交通機関を利用し旅行した場合において自宅等に宿泊した者であって、所属長の承認を受けたもの 550円

(旅費の調整)

第 9 条 条例第30条第 1 項の規定に基づく旅費の調整の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 職員の職又は職務の級がさかのぼって変更された場合において、当該職員が既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でないと所属長が認める場合には、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、相当する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料は支給しないものとする。
- (3) 鉄道旅行については、当該用務の性質等により所定の急行料金又は座席指定料金を支給する必要がないと所属長が認める場合には、その急行料金又は座席指定料金を支給しないものとする。
- (4) 見学、実習、講習等のため県費をもって職員を旅行させる場合で正規の船賃を支給することが適当でないと所属長が認めるときは、最低の運賃を支給するものとする。
- (5) 旅行者が借り上げたバス等を利用して旅行した場合の車賃の額は、現に要する実費額とする。
- (6) 旅行者が在勤庁の所在する地域を所管する支庁又は総務事務所が所管する区域内の旅行（条例第25条に規定する在勤地内における旅行を含む。）については、日当は支給しないものとする。
- (7) 引き続き 7 日以上にわたる研修、工事等のため用務地に滞在した旅行については、在勤庁と用務地との往復のために交通費を要する日及び用務地において交通費を要する移動を行った日を除き、日当は支給しないものとする。
- (8) 宿泊を伴う旅行を命じられた旅行者が自宅等に宿泊することを所属長に申請し、所属長がこれを承認した場合には、宿泊料は支給しないものとする。
- (9) 旅行者が利用する宿泊施設をあらかじめ指定された旅行で、その宿泊に係る費用が条例第19条第 1 項に規定する宿泊料定額を超えない場合は当該宿泊に係る実費額を支給するものとする。この場合において、条例第 9 条は適用しないものとする。
- (10) 宿泊を要する旅行において、旅費以外の県の経費から夕食又は朝食に係る費用が支出された場合の宿泊料の額は、当該旅行について支給される宿泊料から次のア又はイに掲げる区分に応じて当該ア又はイに定める額を減じた額に相当する額とする。

ア 夕食 条例第20条第 1 項に規定する食卓料定額の 3 分の 2 に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を切り上げた額）

イ 朝食 条例第20条第 1 項に規定する食卓料定額からアに定める額を減じた額に相当する額

- (11) 鉄道旅行（寝台料金を要するものに限る。）以外の旅行で旅行者が固定宿泊施設に宿泊しないものの宿泊料の額は、条例第20条第1項に規定する食卓料定額に相当する額とする。
 - (12) 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときの移転料の額は、その現実の路程に応じた条例別表の移転料定額による額とする。
 - (13) 赴任の際扶養親族を移転する職員（赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転するものを含む。）が同一生計内に2人以上いる場合において、これらの者が同一の住居から同一の住居に移転するときは、これらの者のうち移転料定額の最も高い者（移転料定額の最も高い者が2人以上いるときは、そのうちのいずれかの者）以外の者に係る当該移転に係る移転料定額の2分の1に相当する額は、支給しないものとする。
 - (14) 次のアからウまでに掲げる場合に該当する場合に支給する着後手当の額は、当該アからウまでに定める額とする。
 - ア 新在勤地に到着後直ちに職員のための県営宿舎を利用できる場合又は自宅に入る場合 条例第18条第1項に規定する日当定額の2日分及び条例第19条第1項に規定する宿泊料定額の2夜分に相当する額
 - イ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合 条例第18条第1項に規定する日当定額の3日分及び条例第19条第1項に規定する宿泊料定額の3夜分に相当する額
 - ウ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 条例第18条第1項に規定する日当定額の4日分及び条例第19条第1項に規定する宿泊料定額の4夜分に相当する額
 - (15) 職員が県外に所在する県の機関等に旅行し、かつ、当該旅行が長期間にわたる場合には、知事が定める額の旅費を支給するものとする。
 - (16) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で退職後引き続き採用されたものの赴任のための旅費の額は、当該退職の日における在勤庁を旧在勤庁とみなして転任を命ぜられた職員に対する旅費支給の例により計算した額とする。
- 2 条例第30条第2項の規定に基づく旅費の調整の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 公務上の必要その他特別の事情により、条例第14条及び第15条の規定による旅客運賃等で旅行をしたのでは職務遂行上支障を生ずる場合で、任命権者が知事に協議しその承認を得たときには、鉄道賃及び船賃の額を別途定めることができるものとする。
 - (2) 本土と隠岐島の間又は隠岐郡内の水路旅行において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によらないで旅行した場合において、条例の規定による船賃で旅客運賃等の実費を支弁することができないときの船賃の額は、当該旅客運賃等の実費額とする。
 - (3) 警察官が被疑者を護送するため、在勤地外に旅行する場合の船賃は、被疑者を護送する間に限り、本土と隠岐島の間又は隠岐郡内の水路旅行をするときには中級の運賃によることができる。
 - (4) 旅行者が、出発時刻が著しく早い旅行又は帰着時刻が著しく遅い旅行を行う場合において当該旅行について支給される日当額（以下この号において「正規の日当額」という。）による旅行が困難であるときの日当の額は、正規の日当額に次のア又はイに掲げる区分に応じて当該ア又はイに定める額を加算した額とする。
 - ア 出発時刻が著しく早い旅行 正規の日当額の3分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を切り捨てた額）
 - イ 帰着時刻が著しく遅い旅行 正規の日当額からアに定める額を減じた額に相当する額
 - (5) 旅行者が利用する宿泊施設をあらかじめ指定された旅行で、その宿泊に係る費用が条例第19条第1項に規定する宿泊料定額を超えるため当該旅行が困難である場合の宿泊料の額は、当該宿泊に係る実費額を勘案して知事が別に定める額とする。
 - (6) 赴任に伴って最も経済的な通常の経路及び方法により移転した場合において、移転料定額で移転料の実費を支弁することができないときの移転料の額は、移転料定額に、当該額の6割に相当する額の範囲内の額を加算した額とする。
 - (7) 赴任に伴って最も経済的な通常の経路及び方法により扶養親族を移転した場合において、6歳未満の扶養親族について旅客運賃等を支給する必要があるときは、当該6歳未満の扶養親族に係る扶養親族移転料として、その移転の際

における職員相当の船賃、航空賃及び車賃（条例第17条第 1 項ただし書の実費額によるものに限る。）の 2 分の 1 に相当する金額を加算することができる。

(8) 旅行者の旅費が県の経費以外の経費から支給される場合には、その額が正規の旅費額に満たない場合に限り、正規の旅費額と県の経費以外の旅費から支給される額との差額に相当する額を支給するものとする。

3 前 2 項に規定するもののほか、条例第30条の規定に基づく旅費の調整の基準は、任命権者が知事の承認を得て定めることができるものとする。

(航海日当)

第10条 条例第32条第 2 項の航海日当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給条件及び支給方法は、次の表のとおりとする。

航海日当を受ける者	支給条件	職別	日額	支給方法
1 神海丸に乗り組む職員		船長、機関長、通信長及び指導等のため乗り組む教育職員	2,370円	神海丸に乗船した日から神海丸を下船した日の前日（船舶乗組員については、出港の日から入港の日）までの日数に応じて支給する。
		一等航海士及び一等機関士	2,240円	
		二等航海士、二等機関士及び各長	2,110円	
		その他の職員	1,980円	
2 神海丸以外の船舶に乗り組む職員	定係港外において 5 時間未満の運行又は作業に従事したとき。		990円	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合には、普通旅費を支給する。
	定係港外において 5 時間以上の運行又は作業に従事したとき。		1,980円	

別表第 2 左欄中「第26条第 1 項第 1 号」を「第25条第 1 号」に改め、「第 7 条第 2 項」を「条例第26条第 1 号」に改める。

第 1 号様式その 1 から第 5 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式その 1 (第 3 条関係)

旅 行 命 令 (依 頼) 簿

発令 年 月 日

申請 年 月 日

命令 (承認) 裁	決				
	裁				

自宅等宿泊申請者 職 氏名	印
	印

執行所属				経費負担所属		
所属名	旅行者職氏名			旅行者 確認印	概算払	精算(確定)払
					年 月 日	年 月 日
				印	円	円
旅行期間	月 日	~	月 日 (泊日)	事業コード		
用務内容						

出発地	交通手段	用務地 1	泊 数		交通手段	用務地 2	泊 数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地 3	泊 数		交通手段	用務地 4	泊 数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地 5	泊 数		交通手段	帰着地		
			自宅等	その他				

調整規定の適用内容及びその他特記事項						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料利用 (交通機関、宿泊施設、食堂施設、その他 具体的に) ・ 宿泊料の調整 (宿泊施設の指定 宿泊料 円 (宿泊料金、夕食、朝食)、県費支出 (夕食、朝食)、固定宿泊施設以外での宿泊 具体的に) ・ バスの借上げ実費 (円) ・ その他 						
変更 年 月 日						
変更 (承認) 裁	決					
	裁					

第 1 号様式その 2 に該当する旅行以外の場合に記入すること。

第 1 号様式その 2 (第 3 条関係)

旅 行 命 令 (依 頼) 簿

所 属 名	旅 行 者 職 氏 名		旅 行 命 令 変 更 命 令 (確 認)	用 務 内 容	用 務 地	旅 行 期 間	在 勤 地 内 外 の 別	旅 行 者 確 認 印	事 業 コ ー ド		備 考
	支 出 年 月 日 及 び 支 出 額	精 算 (確 定) 払									
年 月 日	年 月 日	年 月 日		旅 行 雑 費 請 求 欄			内 外	印	概 算 払 年 月 日 円	精 算 (確 定) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ そ の 他 具 体 的 に
年 月 日	年 月 日	年 月 日					内 外	印	概 算 払 年 月 日 円	精 算 (確 定) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ そ の 他 具 体 的 に
年 月 日	年 月 日	年 月 日					内 外	印	概 算 払 年 月 日 円	精 算 (確 定) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ そ の 他 具 体 的 に
年 月 日	年 月 日	年 月 日					内 外	印	概 算 払 年 月 日 円	精 算 (確 定) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ そ の 他 具 体 的 に

県内の旅行又は県外への公用車利用による旅行（宿泊を伴わないものに限る。）の場合に記入すること。なお、旅行雑費を要する場合は、具体的にその内容を記入し、所属長の確認を受けること。

第2号様式 (第5条関係)

普通旅費請求書

年度

請求書番号

()

所属名	発令年月日 旅行年月日(自) 旅行年月日(至) 泊	旅行者		職氏名		交通費	日当、 宿泊料等	修正額	旅費額	備考
		出発地 到着地	用務地 宿泊地	職氏名	職氏名					
付記										
							位		結	

下記のとおり請求します。
職氏名

年月日 (印)

Blank box for stamp/signature

Blank box for stamp/signature

Blank box for stamp/signature

Blank box for notes (付記)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

赴 任 旅 費 請 求 書

請求書番号 ()

年度 発令年月日 年 月 日

所 属 名	旅 行 者 職 氏 名	請 求 者	下 記 の と お り 請 求 し ま す 。 職 氏 名	年 月 日 (印)
-------	-------------	-------	----------------------------------	-----------

旅行年月日(自) 旅行年月日(至) 泊	出 発 地		用 務 地		日 当 宿 泊 料	旅 費 額	備 考
	到 着 地	宿 泊 地	宿 泊 地	宿 泊 地			
合 計							

移 転 料	総 行 程	

着 後 手 当	日 数	夜 数
	日	夜

扶養親族移転料

区 分	摘 要	人 数	交 通 費	日 当、宿 泊 料、 着 後 手 当 等
12 歳 以 上				
6 歳 以 上 12 歳 未 満				
6 歳 未 満				
計				

付 記

--	--

修 正 額	
合 計	

--	--

第4号様式 (第5条関係)

旅 費 請 求 書

請求事由		下記のとおり請求します。 職 氏名		年 月 日	印
明 細 書					
請 求 者	所 属 部 局 課 (住 所)	(算出根拠)			
	職 名				
死 亡 者	氏 名				
	職員との続柄				
区 分	所 属 部 局 課				
	職 名				
鉄 道 賃	氏 名				
	請求者との続柄				
船 賃	区 分	扶 養 親 族 分	計		
	本 人 分				
航 空 賃	鉄 道 賃				
	船 賃				
車 賃	航 空 賃				
	車 賃				
移 転 料	移 転 料				
	そ の 他				
計	計			請 求 金 額	

第 6 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の職員の旅費に関する条例施行規則第 2 号様式及び第 3 号様式の規定の例により作成された用紙は、当分の間、これを使用することができる。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

(公務上の災害の範囲)

第 2 条の 2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第 1 に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第 2 条の 3 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

- (1) 通勤による負傷に起因する疾病
- (2) 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

第 5 条第 6 項中「人事課」を「職員課」に改める。

第 6 条の 4 中「別表」を「別表第 2」に改める。

第 8 条第 2 項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第11条第 2 項中「すでに」を「既に」に改める。

第17条第 3 項中「つど」を「都度」に改める。

第19条第 1 項中「みずから」を「自ら」に改める。

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 2 条の 2 関係)

- 1 公務上の負傷に起因する疾病
- 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
 - (2) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
 - (3) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
 - (4) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
 - (5) 知事の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かきよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
 - (6) 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病

- (7) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
 - (8) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
 - (9) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
 - (10) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
 - (11) 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
 - (12) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
 - (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
 - (2) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
 - (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
 - (4) せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) 知事の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、知事が定めるもの
 - (2) ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
 - (3) すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
 - (4) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (5) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (6) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
 - (7) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
 - (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 5 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は知事の定めるじん肺の合併症
- 6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
 - (2) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はばら等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
 - (3) 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
 - (4) 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (2) ベータ - ナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (3) 4 - アミノジフェニールにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

- (4) 4 - ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (5) ビス (クロロメチル) エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (6) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- (8) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- (9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ
- (10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん
- (11) すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたこと
の明らかな疾病

8 前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 6 項の改正規定は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第10号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第39条第 1 項中「第72条の17第 1 項」を「第72条の49の 8 第 1 項」に改める。

第40条の表第 2 号中「(第93号の 3 様式)」を「(第93号の 5 様式)」に改め、同号を同表第 4 号とし、同表第 1 号の次に次の 2 号を加える。

2 条例第19条の 2 の規定による法人の事業税の徴収猶予の申請	法人の事業税徴収猶予申請書 (第93号の 3 様式)
3 法第72条の38の 2 第 5 項の規定による法人の事業税の徴収猶予の期間の延長の申請	法人の事業税徴収猶予の期間延長申請書 (第93号の 4 様式)

第77条第 3 項中「納期限までに」を「納期限 (次項において「納期限」という。法第148条に規定する賦課期日後において第80条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったものについては、当該賦課期日の属する年度の 2 月末日) までに自動車税減免申請書 (第162号様式) により」に、「登録申請日に、」を「登録申請日 (登録申請日後において同項各号までのいずれかに該当することとなったものについては、当該登録申請日の属する年度の 2 月末日まで) に」に、「(第162号様式)」を「(第162号の 2 様式)」に、「身体障害者若しくは精神障害者」を「精神障害者、身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者」に改め、「取得した身体障害者」の次に「又は精神障害者」を加え、「第98条第 1 項」を「第99条第 1 項」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前年度に減免を受けた自動車について継続して自動車税の減免を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、納期限までに自動車税減免申請書兼現況報告書 (第162号の 3 様式) により支庁長等に申請しなければならない。

第80条第 1 項中「所有する自動車」の次に「(身体障害者等が所有する自動車がない場合にあっては、当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車)」を、「及び第 2 号」の次に「並びに第 4 号」を加え、「又は第 2 号」を「若しくは第 2 号」に改め、「各款症に該当する者以外の者」の次に「又は第 4 号に掲げる者」を加え、「専ら当該身体障害者の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者」を「当該身体障害者若しくは精神障害者」に改め、「又は当該身体障害者」の次に「若しくは精神障害者」を加え、「及び第 4 号」を削り、「専らその者の通学、通院、通所又は生業」

を「その者」に、「自動車税額の全額」を「自動車税につき次項に定める額」に改め、同項ただし書中「その者」の次に「(身体障害者等が所有する自動車がない場合にあっては、当該身体障害者等と生計を一にする者)」を加え、「自動車税については、その税額を免除しないものとする」を「この限りでない」に改め、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定により免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 法第151条第 1 項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合 ア又はイに掲げる額のうちいずれか少ない額(第77条第 3 項又は第 4 項の規定による申請書の提出期限後(当該提出期限の属する年度の 2 月末日までに申請があった場合に限る。)に減免の申請があった場合は、当該額に申請のあった月の翌月から 3 月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、法第150条第 2 項の規定により月割をもって課税するときは、当該額に申請のあった月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を 4 月から当該消滅した月までの月数で除して得た額)

ア 税額の全額

イ 条例第47条第 1 項第 1 号イ(ニ)に相当する税額(法第150条第 2 項の規定により月割をもって課税する場合は、当該税額に 4 月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額)

(2) 法第151条第 3 項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合 ア又はイに掲げる額のうちいずれか少ない額(第77条第 3 項の規定による申請書の提出期限後(当該提出期限の属する年度の 2 月末日までに申請があった場合に限る。)に減免の申請があった場合は、当該額に申請のあった月の翌月から 3 月までの月数を乗じて得た額を納税義務が発生した月の翌月から 3 月までの月数で除して得た額。ただし、法第150条第 2 項の規定により月割をもって課税するときは、当該額に申請のあった月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を納税義務が発生した月の翌月から当該消滅した月までの月数で除して得た額)

ア 税額の全額

イ 条例第47条第 1 項第 1 号イ(ニ)に相当する税額に納税義務が発生した月の翌月から 3 月(法第150条第 2 項の規定により月割をもって課税する場合は、納税義務が消滅した月)までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

3 法附則第12条の 3 第 1 項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項中「税額の全額」とあるのは「条例附則第19項第 1 号の規定により読み替えられた税額の全額」と、「条例第47条第 1 項第 1 号イ(ニ)に相当する税額」とあるのは「条例第47条第 1 項第 1 号イ(ニ)に相当する税額を条例附則第19項第 1 号の規定により読み替えられた税額」とする。

第88条第 2 項中「(第162号様式)」を「(第162号の 2 様式)」に改め、「第92条の規定により交付された身体障害者」の次に「精神障害者」を、「取得した身体障害者」の次に「又は精神障害者」を加え、「第98条第 1 項」を「第99条第 1 項」に改める。

第90条第 1 項中「所有する」とあるのは「取得する」を「掲げる者が所有する」とあるのは「掲げる者が取得する」と、「生計を一にする者が所有する」とあるのは「生計を一にする者が取得する」に、「その年度分の自動車税額」とあるのは「自動車取得税額」を「その年度分の自動車税につき次項に定める額を免除する」とあるのは「取得価額(第90条第 3 項本文の規定により自動車取得税の減免を受ける場合は、同項に規定する特別の仕様による製造又は構造変更を要した金額を控除した額)又は300万円のいずれか低い額に当該自動車の取得に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を当該自動車に係る自動車取得税の額から減免する」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により減免を受けた自動車を身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が所有している場合は、前項の規定にかかわらず、当該身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車に係る自動車取得税については、その税額を免除しないものとする。

第27号様式その 1 及びその 2 の裏面中「第72条」を「第72条の 2」に改める。

第44号様式中「申請した」を「申請する」に改める。

第89号様式その 1 及びその 2 の表面を次のように改める。

第89号様式その1 (第36条、第40条関係)

(表)

法人の県民税・事業税更正(決定)通知書

〒

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長)

印

次のとおり課税標準額及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。

事業年度又は 連結事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			法 人 番 号		
事 業 税				県 民 税			
所 得 割	摘 要	課税標準	税率	税 額	法 人 税 割 額	課 税 標 準 の 総 額	
	所得金額総額						本 県 分 課 税 標 準 額
	年400万円以下の金額		() 100				法 人 税 割 額 () 100
	年400万円を超え年800万円以下の金額		() 100				外国の法人税等の額の控除額
	年800万円超の金額又は軽減税率不適用		() 100				仮装経理に基づく法人税割額の控除額
計					利 子 割 額 の 控 除 額		
付 加 価 値 割	付加価値額総額				割 額	差 引 法 人 税 割 額	
	付加価値額本県分		() 100			既納付確定法人税割額	
資 本 割	資本等の金額総額				均 等 割	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
	資本等の金額本県分		() 100			既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
収 入 割	収入金額総額				利 子 割 額 に 関 する 計 算	納付すべき法人税割額	
	収入金額本県分		() 100			算定期間中において事務所等を有していた月数	月
合 計 事 業 税 額						均 等 割 額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額						既納付確定均等割額	
課 税 免 除 額						納付すべき均等割額	
既 納 付 確 定 事 業 税 額						利 子 割 額	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						控 除 し た 金 額	
納 付 す べ き 事 業 税 額						控除しきれなかった金額	
加 算 金						既に還付を請求した利子割額	
	不申告加算金	過少申告加算金	重 加 算 金			既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
決 定 額						利 子 割 還 付 額	
既 決 定 額							
納 付 す べ き 額							
納 期 限	年 月 日						
納 付 す べ き 額	~ 計 円					納付すべき額がマイナスの場合は減少額となる。	
更正・決定根拠							

この処分に対する不服申立ての方法等については裏面をご覧ください。

第89号様式その 2 (第36条、第40条関係)

(表)

法人の県民税・事業税更正 (決定) 通知書

〒

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長)

印

次のとおり課税標準額及び税額の更正 (決定) 並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。

特定信託の名称						
計 算 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		法 人 番 号		
事 業 税				県 民 税		
所得金額	摘 要	課税標準	税率	税 額	課 税 標 準 の 総 額	
	総 額				本 県 分 課 税 標 準 額	
	年 400 万円 以下 の 金 額		() 100		法 人 税 割 額 () 100	
	年 400 万円 を 超 え 年 800 万円 以下 の 金 額		() 100		外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	
	年 800 万円 超 の 金 額 又 は 軽 減 税 率 不 適 用		() 100		利 子 割 額 の 控 除 額	
	計				差 引 法 人 税 割 額	
合 計 事 業 税 額					既 納 付 確 定 法 人 税 割 額	
課 税 免 除 額					租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額	
既 納 付 確 定 事 業 税 額					既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額	
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額					納 付 す べ き 法 人 税 割 額	
納 付 す べ き 事 業 税 額					利 子 割 額	
加 算 金				利 子 割 額 に 関 す る 計 算	控 除 し た 金 額	
	不 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	重 加 算 金		控 除 し き れ な か っ た 金 額	
決 定 額					既 に 還 付 を 請 求 し た 利 子 割 額	
既 決 定 額					既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額	
納 付 す べ き 額					利 子 割 還 付 額	
納 期 限		年 月 日		納 付 す べ き 額 が マ イ ナ ス の 場 合 は 減 少 額 と な る。		
納 付 す べ き 額		~ 計 円				
更正・決定根拠						

この処分に対する不服申立ての方法等については裏面をご覧ください。

第93号の 3 様式を第93号の 5 様式とし、第93号の 2 様式の次に次の 2 様式を加える。

第93号の 3 様式 (第40条関係)

法人の事業税徴収猶予申請書				
年 月 日		申 請 者	所在地	
島根県知事 (支 庁 長) 事務所長) 様			名 称 (電話)	
島根県県税条例第19条の 2 の規定により、徴収猶予の申請をします。				
徴収の猶予を受けようとする徴収金	年 度			
	事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで		
	申 告 区 分	確定申告 予定・中間申告 (いずれかを で囲んでください。)		
	税 額	付加価値割額	円	
資 本 割 額		円		
合 計		円		
徴収の猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで		
地方税法第72条の38の 2 第 1 項第 1 号及び第 6 項第 1 号に該当する 法人	徴収猶予を必要 とする理由			
地方税法第72条の38の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 項第 2 号に該当する 法人	法人設立の年月日		年 月 日	
	徴収猶予を必要 とする理由			
分割納付の計画	期 限	税 額	延 滞 金	計
		円	円	円

備考 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 担保提供書。ただし、既に担保を提供している場合で増担保の必要がないときは不要
- (2) 徴収猶予を必要とする理由を証明する書類

第93号の 4 様式 (第40条関係)

法人の事業税徴収猶予の期間延長申請書				
年 月 日		申	所在地	
島根県知事 (支 庁 長) 事務所長) 様	様	請	名 称 (印)	
		者	(電話)	
当社が受けている徴収猶予の期間を延長されるよう、地方税法第72条の38の 2 第 5 項の規定により申請します。				
徴収の猶予を受けている徴収金	年 度			
	事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで		
	申 告 区 分	確定申告 予定・中間申告 (いずれかを で囲んでください。)		
	計	付加価値割額	円	
		資 本 割 額	円	
		合 計	円	
徴収の猶予を受けている期間	年 月 日から 年 月 日まで			
延長を申請する期限	年 月 日まで			
延長を申請する理由				
分割納付の計画	期 限	税 額	延 滞 金	計
		円	円	円

備考 期間の延長を必要とする理由を証する書類を添付すること。

第162号様式その 1 から第162号様式その 3 までを次のように改める。

第162号様式 (第77条関係)

自動車税減免申請書										
年 月 日 (支 庁 長) 事務所長			様	申 請 者	住所又は 所在地					
				氏名又は 名称	(電話)	身体障害者 等との続柄		
身 体 障 害 者 等	住 氏 所 名	(申請者と異なる場合に記入すること。)								
	手帳の種類	1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳				手帳番号 (受給者番号)	第	号		
	交付年月日	年 月 日				障害名及び 障害の級別 (程度)				
運 転 者	住 氏 所 名	(申請者と異なる場合に記入すること。)								
	免 許 証 番 号	第	号			交 付 年 月 日	年	月	日	
	免 許 の 種 類					免 許 の 条 件				
	運転免許がない ため在学証明書 を提示する場合	在学証明書番号	第	号			発 行 年 月 日	年	月	日
	自動車教習所	所 在 地	名 称				入 学 年 月 日	年	月	日
(身体障害者等のために使用される目的を記入すること。)										
自動車の使用目的										
自 動 車	登録番号又は 車両番号	島根				検 査 満 了 日	年	月	日	
	種 別 及 び 用 途					車 体 の 形 状				
	主たる定置場 所在地									
前年度又は今年度 減免を受けた自動車	登録番号又は車 両番号	島根				現況	1 廃車 2 転出 3 譲渡 4 その他 ()			
自 動 車 税	税 額	減 免 額	差 引 納 付 額							
	円	円	円							

備考 1 この申請書は、普通徴収分について島根県県税条例第51条第3号又は第4号の規定により減免を受けようとする場合に提出すること。

2 島根県県税条例第51条第3号の規定により減免を受けようとする場合には、自動車が身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者によって運転される場合は、当該事実を証する書類を添付すること。

3 島根県県税条例第51条第4号の規定により減免を受けようとする場合には、「自動車の使用目的」欄及び「自動車」欄に記入すること。

第162号の 2 様式 (第77条、第88条関係)

(表)

自 動 車 税 減 免 申 請 書 (自動車取得税)										
年 月 日			申 請 者	住所又は 所在地						
島根県知事 様				氏名又は 名称		(電話)	身体障害者 等との続柄		
身 体 障 害 者 等	住 氏 所 名	(申請者と異なる場合に記入すること。)								
	手 帳 の 種 類	1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳				手 帳 番 号 (受給者番号)	第	号		
	交 付 年 月 日	年 月 日				障 害 名 及 び 障 害 の 級 別 (程度)				
運 転 者	住 氏 所 名	(申請者と異なる場合に記入すること。)				身体障害者等 との続柄				
	免 許 証 番 号	第 号		交 付 年 月 日		年 月 日				
	免 許 の 種 類					免 許 の 条 件				
	運 転 免 許 が ない た め に 学 証 明 書 を 提 示 す る 場 合	在 学 証 明 書 番 号	第 号		発 行 年 月 日		年 月 日			
		自 動 車 教 習 所	所 在 地 名 称		入 学 年 月 日		年 月 日			
自 動 車 の 使 用 目 的		(身体障害者等のために使用される目的を記入すること。)								
自 動 車	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	島 根			検 査 満 了 日		年 月 日			
	種 別 及 び 用 途				車 体 の 形 状					
	主 たる 定 置 場 所 在 地									
自 動 車 の 取 得 価 額					円					
う ち 特 別 の 仕 様 に よ る 製 造 又 は 構 造 変 更 に 要 し た 費 用					円					
前 年 度 又 は 今 年 度 減 免 を 受 け た 自 動 車	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	島 根			現 況	1 廃車 2 転出 3 譲渡 4 その他 ()				
上 記 の 他 に 所 有 す る 自 動 車 の うち 自 動 車 取 得 税 の 減 免 を 受 け た 自 動 車	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	島 根			現 況	1 廃車 2 転出 3 譲渡 4 その他 ()				
減 免 基 準	税 目	税 額	特 別 の 仕 様 に よ る 製 造 又 は 構 造 変 更 に 要 し た 費 用 と し て 認 定 し た 減 免 額			身 体 障 害 者 等 に 対 す る 減 免 額		差 引 納 付 額		
	自 動 車 税	円	/			円		円		
	自 動 車 取 得 税	円	(条 例 第 63 条 第 3 号 該 当) 円			(条 例 第 63 条 第 2 号 該 当) 円		円		

(裏)

- 備考 1 この申請書は、証紙徴収分について島根県県税条例第51条第 3 号若しくは第 4 号又は第63条第 2 号若しくは第 3 号の規定により減免を受けようとする場合に提出すること。
- 2 島根県県税条例第51条第 3 号又は第63条第 2 号の規定により減免を受けようとする場合には、自動車が身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者によって運転される場合は、当該事実を証する書類を添付すること。
- 3 島根県県税条例第51条第 4 号又は第63条第 3 号の規定により減免を受けようとする場合には、特別の仕様に製造され、又は構造変更が加えられた自動車であることを証する書類及び特別の仕様による製造又は構造変更に要した費用の明細を確認することができる書類を添付すること。
- 4 「うち特別の仕様による製造又は構造変更に要した費用」欄は、当該自動車は特別の仕様により製造された場合にあっては当該特別の仕様に係る部分の金額を、構造変更が加えられた場合にあっては当該構造変更に必要な金額を記載すること。
- 5 この申請を行う場合で、既に他の自動車について減免を受けているときは、その自動車の廃車（抹消登録）又は譲渡（移転登録）の事実を証する書類を提示すること。
- 6 印欄は、記載しないこと。

第162号の 3 様式 (第77条関係)

自動車税減免申請書兼現況報告書

徴 収 番 号		登 録 番 号	島根
---------	--	---------	----

下記照会事項について、4月1日現在の状況を確認の上、変更がないときはAを で囲んでください。変更があるときはB又はCを で囲み、変更等の内容を下記の変更欄に記入してください。

照会事項

- 1 減免を受けた自動車を使用していますか。
- 2 住所は同じですか。
- 3 手帳の番号や等級は同じですか。
- 4 運転免許証に変更はありませんか。
(以下は生計を一にしている者が運転している場合)
- 5 運転する人及びその生計関係は同じですか。
- 6 使用目的は申請時と同じですか。
(以下は身体障害者輸送車又は車いす移動車の場合)
- 7 登録時の構造と変更はありませんか。
身体障害者等が死亡された場合には、下記の変更欄に「 年 月 日死亡」と記入してください。

- A 変更がありませんので、今年度も減免を申請します。
- B 変更がありますので、報告の上、今年度も減免を申請します。
- C 次の理由により減免を申請しません。

B又はCを で囲んだ場合には、変更等の内容を具体的に記入してください。

年 月 日

身体障害者等氏名

住 所

氏 名

電話 ()



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第77条第3項から第90条まで及び第162号様式その1からその3までの改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第77条第3項及び第4項並びに第80条第1項から第3項までの規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 新規則第88条第2項並びに第90条第1項及び第2項の規定は、平成17年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第89号様式その1及びその2は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）について通知する場合は、なおその効力を有する。
- 5 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第11号

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

島根県庁舎等管理規則（昭和52年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「通信指令課、」を削る。

附 則

この規則は、平成16年3月29日から施行する。

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第12号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「高校教育課、」を削り、同条第5号中「生活安全企画課」を「少年課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第13号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

示差熱分析装置	1 時間につき	210円
流動層乾燥造粒器	1 時間につき	140円

を

「

流動層乾燥造粒器	1 時間につき	140円
----------	---------	------

」に、

「

石油類試験器	1 時間につき	130円
--------	---------	------

」を

「

石油類試験器	1 時間につき	130円
熱量計	1 時間につき	150円

」に、

「

電気化学測定システム	1 時間につき	160円
炭酸ガスレーザ加工システム	1 時間につき	2,250円

」を

「

電気化学測定システム	1 時間につき	160円
エックス線CTスキャナ	1 時間につき	9,020円
エックス線透視検査装置	1 時間につき	3,330円
エックス線分析顕微鏡	1 時間につき	2,100円

」に改め、別表第 1 の 2 の表中「浜田工業

技術指導所」を「浜田技術センター」に改める。

別表第 2 中

(1) 食品添加物分析	合成着色料、 保存料、漂白 剤又は人工甘 味料	1 試料 1 項目につき	1,620円
-------------	----------------------------------	--------------	--------

を

「

(1) エックス線光電子 分光装置分析		1 試料 1 視野につき	13,400円
		1 視野増すごとに	3,060円加算

」に、

「

	ウ 粗脂肪、 粗繊維又は 糖分	1 試料 1 項目につき	4,370円
--	-----------------------	--------------	--------

」を

「

	ウ 粗脂肪、 粗繊維又は 糖分	1 試料 1 項目につき	4,370円
	エ でんぷん	1 試料につき	5,990円

」に、

「

エ 細菌数測定試験	
-----------	--

」を「

エ 生菌数測定試験	
-----------	--

」に、

(4) 非破壊試験 (エックス線透過装置によるもの)		1 照射につき	4,260円
----------------------------	--	---------	--------

を

(4) 非破壊試験	ア エックス線CTスキヤナによる撮影	1 断面につき	9,640円
		1 断面増すごとに	1,360円加算
	イ エックス線透視装置による撮影 (特殊フィルムあり)	1 照射につき	4,880円
		1 照射増すごとに	2,040円加算
	ウ エックス線透視装置による撮影 (フィルムあり)	1 照射につき	4,510円
		1 照射増すごとに	1,670円加算
	エ エックス線透視装置による撮影 (フィルムなし)	1 照射につき	3,960円
		1 照射増すごとに	940円加算

に、

	ケ 落砂式耐摩耗試験	1 試料につき	1,440円
--	------------	---------	--------

を

	ケ 落砂式耐摩耗試験	1 試料につき	1,440円
	コ 耐透水性試験	1 試料につき	1,210円
	サ 衝撃試験	1 試料につき	1,420円

に、

(4) 熱電対温度計の精度検査		1 試料につき	6,620円
(5) シルクスクリーン製版		1 試料につき	5,010円
(6) カラーレーザ顕微鏡による試験		1 試料につき	3,820円
(7) 陶磁器食器の重金属溶出試験	鉛又はカドミウム	1 試料 1 項目につき	6,690円

を

(4) シルクスクリーン製版		1 試料につき	5,010円
(5) カラーレーザー顕微鏡による試験		1 試料につき	3,820円
(6) 陶磁器食器の重金属溶出試験	鉛又はカドミウム	1 試料 1 項目につき	6,690円
(7) 吸放湿性試験		1 試料 1 日につき	2,060円

に、

(3) 製 ^{きく} 麹		100キログラムにつき	6,020円
(4) 木工機械加工	ア ホットプレスによる加工	1 件 1 時間までごとに	3,400円
	イ 木工ろくろによる加工	1 件 1 時間までごとに	3,570円
	ウ 高周波ホットプレスによる加工	1 件 1 時間までごとに	6,490円
(5) 光造形システムによる造形		1 件 1 時間につき (前処理)	3,040円
		1 件最初の 1 時間まで (造形)	880円
		1 時間増すごとに	720円加算
		1 件につき (後処理)	3,880円

を

(3) 木工機械加工	ア ホットプレスによる加工	1 件 1 時間までごとに	3,400円
	イ 木工ろくろによる加工	1 件 1 時間までごとに	3,570円
	ウ 高周波ホットプレスによる加工	1 件 1 時間までごとに	6,490円
(4) 光造形システムによる造形		1 件 1 時間につき (前処理)	3,040円
		1 件最初の 1 時間まで (造形)	880円
		1 時間増すごとに	720円加算
		1 件 1 時間につき (後処理)	3,880円

に改める。

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の表の改正規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

島根県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第14号

島根県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

島根県風致地区条例施行規則（昭和45年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

カ 条例第2条第1項第7号の行為

様式第7号

第4条中「(様式第7号)」を「(様式第8号)」に改める。

第5条中「(様式第8号)」を「(様式第9号)」に改める。

第6条中「(様式第9号)」を「(様式第10号)」に改める。

第7条中「(様式第10号)」を「(様式第11号)」に改める。

第8条中「(様式第11号)」を「(様式第12号)」に改める。

別表中	「宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の類の採取及び水面の埋立て又は干拓の場合」	を	「宅地の造成等、土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓及び屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合」	に改める。
-----	--	---	---	-------

様式第1号中	「許可を受けようとする行為の種類 (該当項目を) でかこむこと」	を	建築物、その他の工作物 新築 改築 増築 移転 宅地の造成、土地の開墾 その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 土石の類の採取 水面の埋立て 干拓 建築物等の色彩の変更
--------	--	---	--

許可を受けようとする行為の種類

(該当する数字を で囲み、必要に応じて項目の にレ印を付すこと。)

(建築物 その他の工作物) の
 (新築 改築 増築 移転)
 宅地の造成等
 木竹の伐採
 土石の類の採取
 水面の (埋立て 干拓)
 建築物等の色彩の変更
 屋外における (土石 廃棄物
 再生資源) の堆積^{たい}

に改める。

様式第 3 号中 「 (宅地の造成土地の開墾その他の土地の形質の変更の場合) 」 を 「 (宅地の造成等の場合) 」 に改める。

様式第11号を様式第12号とし、様式第10号を様式第11号とし、様式第 9 号を様式第10号とし、様式第 8 号を様式第 9 号とし、様式第 7 号を様式第 8 号とし、様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号 (第 2 条関係)

施 行 方 法 書

(屋外における土石、廃棄物又は再生資源^{たい}の堆積の場合)

土地所有者の住所及び氏名				
行為地の面積及び ^{たい} 堆積量	面 積	平方メートル	^{たい} 堆積量	立方メートル
行 為 の 目 的				
^{たい} 堆 積 物 の 種 類				
行 為 地 の 現 況				
河川溪流との距離				
汚水防止の方法				
飛散防止の方法				
摘 要				

備 考

- (1) 案内図、現況図、公図写、縦断面図、横断面図、できあがり予定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付すること。
- (2) 他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 2 号

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条中「第 6 号様式」を「第 5 号様式」に改め、同条第 2 条とする。

附則中「第 3 条」を「第 2 条」に改める。

別表を削る。

第 1 号様式から第 5 号様式までを次のように改める。

第1号様式その1

旅行命令(依頼)簿

発令 年 月 日

申請 年 月 日

命令 (承認) 裁	決				
	裁				

自宅等宿泊申請者 職 氏名	印
	印

執行所属				経費負担所属		
所属名	旅行者職氏名			旅行者 確認印	概算払	精算(確定)払
					年 月 日	年 月 日
				印	円	円
旅行期間	月 日	~	月 日 (泊日)	事業コード		
用務内容						

出発地	交通手段	用務地 1	泊 数		交通手段	用務地 2	泊 数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地 3	泊 数		交通手段	用務地 4	泊 数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地 5	泊 数		交通手段	帰着地		
			自宅等	その他				

調整規定の適用内容及びその他特記事項						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料利用 (交通機関、宿泊施設、食堂施設、その他 具体的に) ・ 宿泊料の調整 (宿泊施設の指定 宿泊料 円 (宿泊料金、夕食、朝食)、県費支出 (夕食、朝食)、固定宿泊施設以外での宿泊 具体的に) ・ バスの借上げ実費 (円) ・ その他 						
				変更 年 月 日		
変更 (承認) 裁	決					
	裁					

第1号様式その2に該当する旅行以外の場合に記入すること。

第1号様式その2

旅行命令(依頼)簿

所 属 名	旅行者職氏名		旅行命令 変更命令(確認)	用 務 内 容	用 務 地	旅 行 期 間	在 勤 地 内外の別	旅行者 確認印	事 業 コ ー ド		備 考
	支 出 年 月 日 及 び 支 出 額	概 算 払 年 月 日 円							概 算 払 年 月 日 円	精 算 (確 定) 払 年 月 日 円	
				旅 行 雑 費 請 求 欄			内・外	㊟			・公用車利用 ・その他 具体的に
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日							内・外	㊟			・公用車利用 ・その他 具体的に
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日							内・外	㊟			・公用車利用 ・その他 具体的に
年 月 日											
年 月 日											

県内の旅行又は県外への公用車利用による旅行(宿泊を伴わないものに限る。)の場合に記入すること。なお、旅行雑費を要する場合は、具体的にその内容を記入し、所属長の確認を受けること。

第 2 号様式その 2

普 通 旅 費 請 求 書

年度

請求書番号

()

所 属 名	所 務	旅 行 者		職 氏 名		請 求 者	日 当、 宿 泊 料 等	修 正 額	旅 費 額	備 考
		出 発 地	到 着 地	用 務 地	宿 泊 地					
発 令 年 月 日 旅 行 年 月 日 (自) 旅 行 年 月 日 (至) 泊										
.....										
.....										
.....										
.....										
付 記										
							合 計			

備考 電子計算組織により作成する場合に使用すること。

第3号様式その1

旅 費 請 求 書		発 令		教育事務所長 様		旅行命令簿確認済印						
学 校 名	旅 行 日 / ~ / 泊 日	出 発 地 ~ 到 着 地	用 務 地 宿 泊 地	在 勤 地 内 外	鉄 道 賃 路 程 km	船 賃 運 賃 運 賃 路 程 km	車 賃 路 程 定 額 km	航空賃	日 当 日 数	宿 泊 料 夜 数	旅 費 額	備 考
				内・外	円	円	円	円	円	円	円	
				内・外								
				内・外								
		合 計 金 額										
移 転 料		円	km		着 後 手 当		円		日	夜		
扶 養 親 族 移 転 料	区 分	摘 要	人 数	鉄 道 賃 ・ 船 賃 航空賃 ・ 車 賃 等	日 当 ・ 宿 泊 料 着 後 手 当 等	総 請 求 額						
	12歳以上		人			円						
	6歳以上12歳未満											
	6歳未満											
	計											
付 記												

第 3 号様式その 2

赴 任 旅 費 請 求 書

請求書番号 ()

年度 発令年月日 年 月 日

所 属 名	旅 行 者 職 氏 名	請 求 者	下 記 の と お り 請 求 し ま す 。 職 氏 名	年 月 日 (印)
-------	-------------	-------	----------------------------------	-----------

旅行年月日(自) 旅行年月日(至) 泊	出 発 地		用 務 地		日 当 宿 泊 料	旅 費 額	備 考
	到 着 地	宿 泊 地	宿 泊 地	宿 泊 地			
合 計							

移 転 料	総 行 程	

着 後 手 当	日 数	夜 数
	日	夜

扶養親族移転料

区 分	摘 要	人 数	交 通 費	日 当 宿 泊 料、 着 後 手 当 等
12 歳 以 上				
6 歳 以 上 12 歳 未 満				
6 歳 未 満				
計				

付 記	修 正 額	
	合 計	

備考 電子計算組織により作成する場合に使用すること。

第4号様式

旅 費 請 求 書

請求事由		教育事務所長 様 下記のとおり請求します。 職 氏名		年 月 日 (印)			
明 細 書							
請求者	学 校 名 (住 所)	(算出根拠)					
	職 名						
氏 名							
職員との続柄							
学 校 名							
職 名							
死亡者	氏 名	(算出根拠)					
	請求者との続柄						
区分	本人分				扶養親族分	計	
	鉄道賃						
	船 賃						
	航空賃						
	車 賃						
	移転料						
	その他						
	計			請求金額			

第 6 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則第 2 号様式及び第 3 号様式の規定の例により作成された用紙は、当分の間、これを使用することができる。